

# 中期事業計画

平成30年度～平成32年度



# 第5次中期事業計画

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成30年4月1日施行）により、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、信用保証協会が、その業務を行うに際し、金融機関と連携を図るとともに、中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他支援を行うことが規定されました。

岐阜県信用保証協会は、こうした趣旨を踏まえ、金融機関が、事業の評価に基づく融資や信用保証付き融資も活用して必要十分な信用供与を行いつつ、その後の適切な期中管理・経営支援を実施するよう促すため、金融機関との連携を図るとともに、協会自らも中小企業者の経営の改善発達を促進していきます。

## 1) 中小企業のライフステージに応じた必要十分な保証の取組み

創業期にある中小企業者や資力に乏しく突発的事態に対して脆弱な小規模事業者に対しては、国や地方公共団体による支援を積極的に活用し資金需要に応えるとともに、事業承継を計画している中小企業者に対しては、事業承継を目的とした新たな保証制度を用意することで、多様な資金ニーズにきめ細かく対応します。

また見通しが厳しく、経営者自らが廃業を望む場合には、円滑な撤退を信用保証によって支援することができる態勢の整備を進めます。

## 2) 地方創生への貢献を目的とした新たな保証制度の開発と推進

地方創生への貢献を目的とした新たな保証制度を関係機関と協力して開発し、推進します。

### 3) 保証審査態勢の充実

プロパーと保証付きの協調融資を行うことで中小企業者の資金繰りを支援する取組みを推進し、金融機関との適切なリスク分担に努めるとともに、保証承諾にあたっては、当該中小企業者に対する金融機関の支援方針の把握にも努めます。

また中小企業者の状況に応じ、経営者を保証人としない保証取扱を推進します。

なお、早期リスケや早期事故に至った事例の検証や分析については、「事例研究会」を開催し、その後の保証審査に活用します。

#### 4) 中小企業のライフステージや課題に応じた経営支援の強化

創業期における経営課題の解決に向け取組む中小企業者、拡大期や再生期において生産性の向上を目指す中小企業者や経営改善に取り組んでいる中小企業者に対し、課題解決に向けた助言や経営診断等の支援に取り組めます。

## 5) 返済条件緩和先に対する取組みの強化

金融機関と連携して中小企業者の実情に応じた弾力的な条件変更に取り組むことで資金繰りの支援に努めるとともに、返済緩和が長期化している中小企業者に対しては、経営サポート会議を積極的に実施し、早期の正常化に向けた取組みを促します。

さらに必要に応じて経営改善計画の策定支援にも取り組むことで、返済条件緩和先のランクアップにも努めます。

## 6) 中小企業支援機関と連携した支援態勢の充実

中小企業支援機関との連携・連絡会議を実施し、支援機関の間の情報共有に努めます。また支援機関との連携により、企業の成長支援、経営支援、事業承継に向けた支援等に取り組めます。



## 7) 調整部門の充実

保証付き融資に延滞が生じた場合は、金融機関からの事故報告書の提出を待つことなく経営サポート会議の実施を提案する等、延滞解消に向け積極的に取組みます。

また事故報告書の提出を受けた場合は、金融機関と連携した経営サポート会議を適宜開催し、将来の事業見込み等を十分に検討したうえ、中小企業者に納得感のある方針決定をするよう努めます。

## 8) 事業再生支援態勢の充実

抜本的な事業再生事案について、中小企業再生支援協議会や金融機関等と緊密に連携・協力し、再建を図る中小企業者を積極的に支援します。

## 9) 初動対応の徹底と効率性を重視した回収の実践

初動対応を徹底し回収の最大化を図るとともに、システムを活用した返済管理により、効率的で確実な回収を目指します。

## 10) 求償権消滅保証と一部弁済による保証債務免除の推進

事業再生の可能性があると判断できる中小企業者に対しては、求償権消滅保証の取扱いを推進します。

また完済の見込みは立っていないものの誠実に定期弁済を履行している連帯保証人に対しては、「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を踏まえた保証債務免除の取扱いを推進します。

## 11) 管理事務停止・求償権整理の推進

回収見込のない求償権については管理事務停止を推進して、人材等の経営資源を回収見込のある求償権に集中させます。

また管理事務停止となった求償権については求償権整理を推進し、実際求償権残高の減少に努めます。

## 12) サービサーの活用による回収促進

サービサーの回収促進を図るため、回収や業務運営に関する情報交換を緊密に行い、回収方針等の共有化に努めます。

### 13) コンプライアンス態勢の充実・強化

- ① コンプライアンスマニュアル及びコンプライアンス・プログラムの実践に努め、コンプライアンス態勢の充実と強化を図るとともに、役職員研修等での啓発とフォローアップの徹底により、実践をより確実なものとしします。
- ② 揺るぎない信頼を確立するため、顧客保護等管理態勢の徹底を図ります。
- ③ 一元的な管理態勢の下で組織として一丸となり、反社会的勢力との関係を遮断します。

## 14) 危機管理態勢の充実・強化

- ① 役職員に対してBCP(事業継続計画)の周知徹底を図るとともに、非常時における役職員の行動意識の向上を図ります。
- ② システム関連の障害発生防止に努め、安定運用を図ります。
- ③ 定期的かつ継続的なシステム検証を行うことで保証料違算発生の未然防止を図ります。



## 15) 信頼される保証協会職員となるための人づくり

- ① 人材育成基本方針に基づく各種取組みにより職員のスキルアップに努め、経営支援や再生支援における能力の向上を図ります。
- ② 中小企業者の視点で誠意と熱意を持って行動ができる職員の育成を図るとともに、適材適所の配置・任用に努めます。

## 16) 広報・広聴活動等の充実・強化

- ① マスメディアを使った広報活動を継続的に実施し、信用保証制度と信用保証協会の認知度向上を図ります。
- ② ホームページを利用した最新情報の発信に加え、積極的な情報公開にも努めます。  
また、SNS等、新たなツールを活用した情報発信の強化についても検討を進めます。
- ③ 中小企業者団体や中小企業支援機関との意見交換を積極的に行うことで、地域における経済情勢や中小企業者のニーズの把握に努め

ます。

- ④ 各種広報物等の作成と配布により、当協会における中小企業支援の取組みを積極的にPRします。
- ⑤ 中小企業者からの相談を一元的に受け付ける「総合相談窓口」を設置します。
- ⑥ 金融機関担当者を対象とした保証業務説明会の充実を図ります。

## 17) 地方創生への取組みの強化

- ① 中小企業支援機関と連携したセミナーや、地域大学等と連携した講義により、金融教育や起業家精神の醸成を図ります。
- ② 地域の経済成長を牽引する事業者の支援を図るため、自治体等と連携した地域ファンド等への出資を検討します。